

北九州市障害福祉計画 国の「基本的な指針」

1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成三十二年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（成果目標）を設定する。

		基本指針に定める目標値
①	福祉施設の入所者の地域生活への移行	<p>1. 平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</p> <p>※ 整備法による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。</p> <p>2. 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本。</p> <p>※ 継続入所者の数を除いて設定するものとする。</p>
②	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>1. 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。</p> <p>2. 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。</p> <p>3. 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満） 別表第四の一の項に掲げる式により算定した平成32年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した平成32年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として</p>

		<p>設定する。</p> <p>4. 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）</p> <p><u>入院後3か月時点の退院率については69パーセント以上とし、入院後6か月時点の退院率については84パーセント以上とし、入院後1年時点の退院率については90パーセント以上とすることを基本とする。</u></p>
③	地域生活支援拠点等の整備	<p>地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に<u>少なくとも1つを整備すること</u>を基本とする。</p>
④	福祉施設から一般就労への移行等	<p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、<u>平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすること</u>を基本とする。</p> <p>当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就労移行支援事業の利用者数については、<u>平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること</u>を目指す。 ● 事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、<u>就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること</u>を目指す。 <p>障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該目標値の設定に当たっては、<u>就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすること</u>を基本とする。
⑤	障害児支援の提供体制の整備等	<p>1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</p> <p>平成32年度末までに、<u>児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置すること</u>を基本とする。</p> <p>また、平成32年度末までに、全ての市町村において、<u>保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること</u>を基本。市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>2. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p> <p>平成32年度末までに、<u>主に重症心身障害児を支援する児童発達</u></p>

		<p>支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p> <p>3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置</p> <p>平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。</p>
--	--	---

2 各年度における指定障害福祉サービス等並びに指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み（活動指標）

成果目標を達成するために、平成32年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み（活動指標）を定める。

種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める際には、下記一覧を参考としつつ、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案しつつ、地域の実績を踏まえて設定することが適切である。

（1）訪問系サービス

事 項	内 容
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、 利用者数及び量の見込みを設定 する

（2）日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

事 項	内 容
生活介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用者数及び量の見込みを設定 する。

自立訓練（機能訓練）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用者数及び量の見込みを設定 する。
自立訓練（生活訓練）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用者数及び量の見込みを設定 する。
就労移行支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用者数及び量の見込みを設定 する。
就労継続支援（A型） （規則第六条の十第一号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（A型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な1人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、 利用者数及び量の見込みを設定 する。
就労継続支援（B型）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（B型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用者数及び量の見込みを設定 する。 設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。
就労定着支援	障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、 利用者数の見込みを設定 する。
療養介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、 利用者数の見込みを設定 する。
短期入所 （福祉型、医療型）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用者数及び量の見込みを設定 する。

(3) 居住支援・施設系サービス

自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

事 項	内 容
自立生活援助	<p>単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
共同生活援助	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>また、グループホームに第一の一の3の機能を付加的に集約して整備する場合においては、当該地域生活支援拠点等の設置箇所数の見込みを設定する。</p>
施設入所支援	<p>平成28年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>当該利用者数の見込みの設定に当たっては、平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の2パーセント以上を削減することとし、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>

(4) 相談支援

事 項	内 容
計画相談支援	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
地域移行支援	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。</p>

地域定着支援	現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、 利用者数の見込みを設定 する。
--------	--

(5) 障害児支援

障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

事 項	内 容
児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用児童数及び量の見込みを設定 する。
医療型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用児童数及び量の見込みを設定 する。
放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用児童数及び量の見込みを設定 する。
保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用児童数及び量の見込みを設定 する。
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、 利用児童数及び量の見込みを設定 する。
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、 利用児童数の見込みを設定 する。
障害児相談支援	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、 利用児童数の見込みを設定 する。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる 配置人数の見込みを設定 する。
-------------------------------------	---

(6) 発達障害者支援関係

事 項	内 容
発達障害者支援地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な 開催回数 の見込みを設定する。
発達障害者支援センターによる相談支援	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、 相談件数 の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、 助言件数 の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な 研修、啓発件数 の見込みを設定する。

3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が一体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすものです。

計画では、市が実施する地域生活支援事業の内容、事業量の見込み及び各年度の見込み量確保のための方策を定める。